

「町内飲食店マップ作成業務」委託に係るプロポーザル実施要領

1. 事業の目的

町内に所在する飲食店の情報を一覧できるマップを作成することにより、コロナ禍やコロナ後における飲食店等の利用促進を図ることを目的に実施する。

2. 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3. 実施期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

4. 委託料

1, 756, 600円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 委託業務に係る全ての経費を含む。

※ 備品の購入など、団体の財産所得となる経費は原則として認めない。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後とする。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6. 参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (2) 暴力団ではないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある法人ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤やノウハウを有していること。
- (6) これまでに、同様の業務を受託、実施した経歴があること。
- (7) その他、町との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

7. スケジュール

(1) 企画提案募集期間

令和3年10月5日（火）から令和3年10月15日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 参加表明書受付期限

令和3年10月7日（木）午後5時まで（必着）

(3) 質問受付期間

令和3年10月5日（火）から令和3年10月11日（月）午後5時まで

※本実施要領及び仕様書に関し質疑がある場合は、質問書により、FAX又は電子メールにて提出すること。

(4) 企画書等の提出期限等

① 提出期限

令和3年10月15日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

持参、郵送（期限内必着）

(5) 審査日

令和3年10月19日（火）（書類審査のため、プレゼンテーション等を行わない。）

(6) 受託者の決定

令和3年10月21日（木）（予定）

※ 審査の可否については、全ての参加企業に通知する。

※ 審査結果（点数や他社の審査結果を含む）については、公表しない。

8. 提出書類

別紙仕様書に記載している業務内容を基に、以下のとおり書類を作成し提出すること。なお、用紙サイズはA4を使用し、書式、枚数、縦横等の規格は自由とする。

(1) 会社概要書（任意様式）… 8部

① 名称

② 所在地

③ 代表者職氏名

④ 担当者職氏名

⑤ 実施体制

※担当者（事務分担する場合はそれぞれの事務と担当者名）の配置や、担当者に対する指揮監督体制を記載すること。

⑥ 平成30年度以降に同様の業務を受託、実施した経歴。

⑦ 担当者連絡先（電話・FAX・電子メール）

(2) 企画提案書（任意様式）… 8部

企画提案書は1社1案とし、以下の項目について要点を簡潔にまとめて作成すること。

① 提案内容

マップのコンセプト、提出書類の「(3) マップの配置やデザインが分かるもの（キャンプ等）」の補足等を記載すること。また、事業目的達成のための独自提案があれば記載すること。

② 業務スケジュール表

(3) マップのデザインや大まかな配置が分かるもの（キャンプ等）… 8部

(4) 費用見積書… 1部

費用内訳を記載すること。金額は消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格ともに記載し、宛名は「三股町長 木佐貫 辰生」、業務名は「町内飲食店マップ作成業務」とすること。

(5) 増刷時費用見積書（参考見積）・・・1部

本事業で作成した飲食店マップを増刷する際に発生する費用を記した参考見積書を提出すること。

ただし、マップ増刷の発注を確約するものではなく、あくまでも参考として提出を求めるものである。各種規格は仕様書のとおりとし、部数は1,000部で算出すること。また、紙の調達費用等の変動が想定されるが、あくまでも現時点での費用を確認するために提出を求めるもの。

(6) 平成30年度以降に同様の業務を受託、実施した際に作成した成果物・・・1部

9. 審査方法

審査方法は、書類審査とする。提出書類の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を契約候補者として選定する。

(主な審査項目)

- 事業目的、業務内容を的確に反映しており、実施可能な提案内容になっているか
- 幅広い年齢層に町内飲食店の魅力が訴求できるものか

10. 契約保証金

契約に当たっては、三股町財務規則第153条8項の規定により、契約保証金を免除する。

11. その他

- (1) 今回のプロポーザルへの応募に要する経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。(過去の実績を示す成果物は、希望があった場合返却する。)
- (3) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本町が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。

12. 事務局及び書類提出先

本業務に関する問い合わせ、各種提出物の提出先は、以下のとおり。

三股町 企画商工課 商工観光係 中村 宛て

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

電 話 0986-52-9084 FAX 0986-52-9762

電子メール syouko-k@town.mimata.lg.jp